

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
 第26号（2010年12月8日）

11月5日(金)10:30 東京地裁 522号法廷
 三次訴訟 第10回口頭弁論

**国(外務省)側
 不開示理由の主張
 すべて終了**

目次	
三次訴訟第10回口頭弁論	1-3
総会資料	4-5
2010年度決算報告	6
2011年度予算案	7
事務局だより	8
折り込み	12月11日合同シンポジウム 12月23日当会シンポジウム

原告側反論は 来年1月21日

(三次訴訟の内容一覧)

	不開示の理由	文書数	国(外務省)側 主張の準備書面	原告側 反論の準備書面
1	韓国あるいは北朝鮮との間の交渉上不利益になる	259	11/3/18 準備書面(11) 11/1/21 準備書面(10) 10/11/5 準備書面(9) 証拠説明書(10) 10/9/8 準備書面(8) 10/6/30 準備書面(7) 10/4/21 準備書面(6) 証拠説明書(7) 10/2/23 準備書面(5)	11/3/18 準備書面(7) 11/1/21 準備書面(6) 10/4/21 準備書面(5) 証拠説明書(5)
2	韓国との信頼関係が無くなる	109	09/12/8 準備書面(4) 証拠説明書(5)	09/12/8 準備書面(3) 準備書面(4) 証拠説明書(4)
3	竹島問題	48	09/9/1 準備書面(3)	09/7/3 準備書面(2)
4	犯罪の予防に関連するもの	11		
5	海上保安庁の警備体制(竹島、李ライン周辺での拿捕)	2	09/5/26 準備書面(2) 09/3/4 準備書面(1)	09/5/26 準備書面(1) 総論
6	他国との信頼関係、国の安全、公共の安全・秩序維持	3		
7	個人情報、外交事務の適正な遂行	4		
8	個人情報、他国との信頼関係	2		

今回提出された準備書面

国側準備書面(9) 証拠説明書(10)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>をごらんください。

報告集会 11:00～ 東京地裁 5F控室

張 弁護士

今日は、国側の書面が出ました。

原告側の反論は来年の期日の前、1月14日迄に提出することになっております。弁護団は現在、不開示の理由1と2、特に北朝鮮との外交上の理由で開示しないという問題と、竹島問題などに対する反論書面を一生懸命作成していらっしやいます。

私の担当は、外務省が他のところで公開しているのに隠している、いわゆる「頭隠して尻隠さず」といったところが幾つもありますので、それを指摘して、「外務省のやっていることはズサンでないか。こんなズサンなことをやっているんだから、他のところもズサンに違いない、ズサンに隠したようなものだから全部公開して下さい、といった、正攻法ではなく横から外務省をつつく、といった書面を出します。

今日の裁判ですが、事務的な点ですけれども、裁判長が国（外務省）側に対して、原告側が反論の準備書面を出す迄に時間があるので、原告側が今までに出した準備書面(1)から(5)に対する反論を1月14日迄に出すことを示唆し、国（外務省）側はそれを提出することになりました。

それから、裁判長はかなり重要なことを述べました。

原告側に対して、国側が主張する韓日会談の経緯とか竹島問題や日朝交渉の経緯や意義などの様々な事実について、客観的な事実として国（外務省）側が書いているものですから、それに対して認知反論をしてください、と述べました。

国（外務省）側に対して、これは、今回重要なことだとは思いますが、国（外務省）側が主張している準備書面の中で、いろいろ歴史上こういう事実があったのだということについて、裁判所として客観的な事実として認定できるかどうか、そのことについて裁判所が判決文を書く時に、ちゃんと説明できるような補足する文書を、国（外務省）側に出してください、と言ったのですね。

私は行政訴訟の専門家ではないので、訴訟としての意義は分かりませんが、詳しく説明できないのですが、裁判所がそういうことを言ったというのは、助け舟を出したのと同じことなのです。

その歴史的事実に関する認識はいろいろあると思うのですが、それについてはこちら側についても、考えていることは国（外務省）側とは真っ向から違いますので、簡単に言えば日韓請求権協定の意味合い、北朝鮮に対する外交政策の意味合い、そういったものはいろいろ違うと思います。そのところを国（外務省）側が反論してくれば、また、こちら側でも反論を出す予定になるだろうと思いますし、また、今回こちら側が作っている書面の中で、その反論が出てくることになると思います。

いずれにしても、外交上の理由で隠していることが反論の中のひとつです。

そういったことが今回の法廷で進んだので、国（外務省）側反論は来年 1 月 21 日、それから二ヶ月くらい置いて、3 月 18 日（金）10 時 30 分に決まりました。

原告から出す反論は、次回、来年 1 月 21 日で全部の反論を出すことになっていますので、それを受けての反論を国（外務省）側も出しますので、おそらくそのあたりで結審する予定にするのだらうと思います。そして判決ということになるだらうと思います。

いずれにしても、次回に出てくるこちら側の書面と、多分説明のようなものも国（外務省）側からも出てくるとは思いますが、そういったものを含めた次回の期日は、非常に重要な期日になるのではないかと、思います。

質 問 二次訴訟の方ですが、9 月 15 日に、最高裁へ上告受理申立理由書を提出しましたが、最高裁の判断はいつごろで出ますか。

東澤弁護士 申立理由が、箒にも棒にも掛からなければ二ヶ月ぐらいで出ますが、情報公開法に違反すると認めればそれ以上かかります。中には数年かかるものもありますが、あくまでそれは例外です。

質 問 そんなにかかるのですか。全部終わるまで、一体何年かかるのですか。

張 弁護士 いずれにしても、裁判だけが解決の手段ではないので、それ以外にも解決の手段が進んでいるということで、みなさんにお知らせします。
（同封の「日韓弁護士会共同シンポジウム」案内を配布）

以 上

三次訴訟

第 11 回口頭弁論 2011 年 1 月 21 日（金）10：30～

東京地裁 522 号法廷

原告側 国（外務省）側が今までに出した準備書面（7）～（9）に対する反論

国（外務省）側 原告側が今までに出した準備書面（1）～（5）に対する反論

第 12 回口頭弁論 2011 年 3 月 18 日（金）10：30～

東京地裁 522 号法廷

原告側 国（外務省）側が前回出した準備書面に対する反論

国（外務省）側 原告側が前回出した準備書面に対する反論

総会資料 2010 年度活動報告 (2009 年 12 月 1 日 ~ 2010 年 11 月 30 日)

基本方針

・日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

・外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう

全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。

運動方針

・下記を原告として、二次、三次訴訟をおこなう。

二次訴訟

韓国在住原告 チェボンテ 崔鳳泰、イークムジュ 李金珠、ヨウンテク 呂運澤
 日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、イーハクネ 山田昭次、吉澤文寿、李鶴来
ヤンチンジャ 梁澄子

三次訴訟

韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙
 日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子

・支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。

・地域ごとの拠点をづくり、草の根の運動を広げる。

・韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

活動報告

弁護団会議開催日

1 月 14 日 2 月 5 日 3 月 2 日
 3 月 25 日 4 月 8 日 6 月 15 日
 7 月 6 日 7 月 27 日 8 月 25 日
 9 月 13 日 11 月 22 日

役員会

第 21 回 (1 月 10 日) 第 22 回 (2 月 23 日)
 第 23 回 (7 月 26 日) 第 24 回 (11 月 22 日)

情報公開クリアリングハウス

「開かれた政府」をつくる市民ネットワーク
 設立準備会 (7 月 20 日)
 第 6 回行政透明化検討会 (8 月 24 日)
 公文書管理の制度と実践を学ぶ(11 月 14 日)

併合 100 年事業

賛同金を拠出

二次訴訟

第 4 回口頭弁論 (7 月 1 日)
 控訴審 (5 月 12 日)
 判決・敗訴 (6 月 23 日)
 上告 (7 月 7 日)
 上告受理申立理由書提出 (9 月 15 日)

三次訴訟

第 7 回口頭弁論 (4 月 21 日)
 第 8 回口頭弁論 (6 月 30 日)
 第 9 回口頭弁論 (9 月 8 日)
 第 10 回口頭弁論 (11 月 5 日)

・ 2009 年 11 月 30 日現在
 サポーター会員 123 名
 2010 年 11 月 30 日現在
 サポーター会員 122 名

・特記事項なし

・ 1. 12 月 4 日 ソウル東北アジア歴史財団
 「民族問題研究所」と「日韓文書全面公開を
 求める会」共同の国際学術シンポジウム
 テーマ: 韓日両国の文書公開から見た 1965
 年の韓日協定と請求権問題
 (島田、張、吉澤、太田、小竹、李)

<p>情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。 3. ホームページにより最新情報を提供する。 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 2月7日12日 崔弁護士の要請で訪韓。大使館前「勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会」デモ、水曜デモに参加（小竹） 1. 当会メーリングリストは「ホームページへのアップのお知らせ」が中心となった。真相究明ネットのメーリングリストにも、同じものを流した。 2. ニュース発行 第22号（4月8日）第23号（5月21日） 第24号（7月8日）第25号（10月22日） 第26号（12月8日） 3. アクセス数 2009年11月30日 12058 2010年11月30日 16597 4. シンポジウム開催 2009年12月23日 5. 総会開催 2009年12月23日
---	--

審議事項

1. 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（購読会員）への入会について

NPO 法人情報公開クリアリングハウスは、皆様の会費や寄付によって支えられています。現在行っている活動を続けていくためにも、一人でも多くの方に会の活動を支えていただく必要があります。会の活動の目的である情報公開を拡充することにより市民の知る権利を擁護し、社会の透明性、アカウンタビリティを高めるという趣旨に賛同していただける方はどなたでも会員になっていただけます。また、こうした活動趣旨に賛同していただける方からの寄付も随時受け付けています。

会員へのお申込みは以下に必要事項をご記入いただき、送信してください。申し込み到着後に、会費の納入のお願いやニュースの発送などをいたします。

また、会員には会の提供する以下のサービスを受けることができます。

- 1 出版物・研修などの会員価格での提供
- 2 情報公開データ提供システムの利用
- 3 『情報公開 DIGEST』（雑誌、隔月刊）の提供 など

*2 は現在のところ賛助会員、正会員のみ

この他、情報公開制度の利用に関するサポートや、さまざまな情報提供を個別に受けることができます。

■会費■	会費は以下の3種類があります。
正会員	年間24,000円(月額2,000円)
賛助会員	年間1口1万円 個人:1口以上 団体:2口以上
購読会員	年間5,000円

正会員には、総会での議決権があります。また、購読会員は機関紙の購読のみの会員です。

1. 収入

(1)前年度繰越金		1,140,779	
(2)会費			
1) 会員		322,000	
2) サポーター		144,000	
3) カンパ		466,000	
	韓国ウオン	0	
4) 当事者		0	
(3) 雑収入		157	
収入合計			2,072,936

2. 支出

(1) 事務用品費事務所費			
1)事務消耗		68,648	
2) 通信費		11,680	
3)HP契約料		141,350	
4)交通宿泊費		17,945	
(2)集会費		136,678	
(3)ニュース発行		368,506	
(4)裁判費用費			
1) 印紙代		300,000	
2) 裁判費用		343,130	
3) 原告渡航宿泊費		83,950	
4) 弁護団費用		0	
(5)支払い手数料		6,195	
(6)雑費		25,000	
支出合計			1,503,082

3 収支差額

569,854

4.資産

郵便口座	351,259	
横浜銀行	181,851	
小口現金	36,744	
資産合計		569,854

5.韓国ウオン特別会計

単位:ウオン

収入	前年度繰越金	4,860,000
支出	渡航費	4,134,350
残高(ウオン現金)		725,650

会計監査

2010年12月7日

伝票、通帳、現金などの監査の結果上記報告に間違いありません。

有村 順子
新居 弥生

2011年度予算案

(2010,12,1 ~ 2011,11,30)

		日本円	ウォン
1. 収入			
(1)	前年度繰越金	569,854	725,650
(2) 会費			
1)	会員	300,000	
2)	サポーター	200,000	
3)	カンパ	500,000	
4)	当事者	0	
(3)	雑収入	146	
収入合計		1,570,000	725,650
2. 支出			
(1) 事務所費			
1)	事務消耗	55,000	
2)	通信費	20,000	
3)	HP契約料	150,000	
4)	交通宿泊費	30,000	
(2)	集会費	150,000	
(3)	ニュース発行	300,000	
(4) 裁判費用費			
1)	印紙代	200,000	
2)	裁判費用	500,000	
3)	原告航空宿泊費	100,000	725,650
4)	弁護団費用	25,000	
(5)	支払い手数料	10,000	
(6)	雑費	30,000	
支出合計		1,570,000	725,650



事務局だより



会費の振込み ありがとうございました

ニュース 25 号には未納者の方々に、下記「会費振込みのお願い」を添付して振込み用紙をお送りしたところ、連日のように振込みが届きました。ご協力に心から感謝いたします。

まだお振込みいただけていない方は、ニュース 25 号に同封した振込用紙をご確認のうえ、至急お振込みいただきますよう、お願いいたします。

会費振込みのお願い

ようやく秋が訪れました。お元気にお過ごしでいらっしゃいますか。

日韓会談文書・全面公開を求める会は設立から 5 年、ニュースに掲載しましたように二次・三次訴訟は、いよいよ大詰めを迎えております。

運動と訴訟を支える資金は、会費で運営することが基本ですが、昨年に続き今年も大幅な赤字となり、会員外の個人、法人からの支援を受けて運営している状態です。

さかのぼって請求させていただくのは大変心苦しいのですが、窮状をご理解いただき、至急お振込み下さいますよう、お願いいたします。

勤労挺身隊と三菱重工 補償めぐり正式交渉開始

朝日新聞 11 月 11 日木曜日の記事が品川駅・三菱本社前で 3 年間、145 回の金曜行動に休まず参加された山川修平氏から、PDF で送られてきました。

この記事に気付かなかったのは、名古屋版に限定されていたためのようなのです。

日韓会談文書の全面公開運動が始まったきっかけは、他ならぬ名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟です。

「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊を支援する会」と、韓国「勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会」の粘り強い闘いが、とうとう三菱重工を動かしました。

昨年 12 月 23 日の当会シンポジウムで、シンポジストの岩月弁護士は「諦めれば終る、しかし、諦めなければ終りはない」と発言されたことが現実となったのです。

今年最後の「事務局だより」は、新年への、希望に満ちた記事となりました。



日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表： 太田 修 田中 宏
西野瑠子 吉澤文寿

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/